

「情報の科学と技術」掲載原稿の著作権規程

2006年7月19日改定

当協会の会誌への執筆に際しては、別途原稿の書き方、原稿の受付、査読、校正等について詳細な規程を用意しておりますが、著作権の取り扱いにつきましては、本規程の定めるところに従って処理いたします。

執筆に当たっては、是非本規程をご一読の上、各条項をご了承ください。

1. 著作権の帰属

会誌に掲載された原稿(以下「著作物」という)については、その著作権は執筆者に帰属するものとします。

2. 執筆者に承諾していただく事項は以下の通りとします。

- (1) . 情報科学技術協会は、著作物を会誌「情報の科学と技術」(オンライン出版を含む)の記事として排他的に出版する権利を有します。
- (2) . 情報科学技術協会は、著作物を、執筆者に通知した上で協会発行の他の出版物(たとえば書籍・テキストなど、電子版も含む)の一部として出版する権利(翻訳物も含む)を有します。
- (3) . 情報科学技術協会は、著作物を自己または他者に委託して有料または無料で検索・閲覧に提供する権利を有します。
- (4) . 個人は、著作物を私的利用のために、紙、電子的なメディア、またはその他のメディアに複製することができます。
- (5) . 抄録・索引サービス機関等は、著作物の書誌および著者抄録をそのデータベースに使用することができます。
- (6) . 執筆者が、著作物またはそれと同等なものを自己または他者のサイトにおいて電子的に公開する場合は、「情報の科学と技術」誌(オンライン出版を含む)での最初の出版後までおこなわないこと、またその場合は「情報の科学と技術」誌の公式サイトへのリンク(公式サイトに該当記事のアドレスがある場合はそのアドレスへのリンク)を明示すること。

3. 著作物に使用されている図・写真等の権利処理

原稿中で他者が著作権を保有する図表、写真、動画、プログラム等文章以外のものを使用する場合は、執筆者が原著作者の了解を得るとともに、原著作者が上記の条項(2の(1)~(6))に合意していることを保証して下さい。なお投稿原稿中に公正な慣行に合致する引用を超えた他者の著作物が含まれている場合も同様です。

4. 二次的著作物の権利処理

翻訳・翻案等二次的著作物についての、原著作者との間の著作権処理(翻訳権、翻案権等の許諾)は、執筆者が行なって下さい。

5. その他、著作物の著作権に関して、疑義を生じた場合は、当協会にご相談ください。

付則

1. この規程は、2007年1月1日から施行する。